

子どもたちを見守る「学校薬剤師」という仕事

北垣邦彦

Kunihiko KITAGAKI

東京薬科大学薬学部社会薬学研究室教授

1 はじめに

私は、平成 27 年 7 月に現職である東京薬科大学に着任するまでの 8 年数か月の間文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課*において健康教育調査官という役職に就いていた。文部科学省組織規則¹⁾では、文部科学省には健康教育調査官を 2 人置き、その職務は文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たると示されている。法令等に明確な規定はないが、歴代そのうちの 1 人に薬剤師資格を持つものが着任している。薬剤師が文部科学省で何をしているのかについて「学校薬剤師」という仕事を通じて紹介したい。

2 学校薬剤師とは

皆さんは、学校で薬剤師が働いていることをご存知だろうか？

学校保健安全法²⁾第 23 条では、大学以外の学校には、学校薬剤師を置くものとされている。平成 26 年度「学校基本調査」(文部科学省)によると小学校、中学校および高等学校数は、20,852 校、10,476 校および 4,963 校であり、学校薬剤師数は、それぞれ 20,531 人、10,128 人および 4,664 人である。薬剤師は通常 1 校当たり 1 人であることから、おおむね全ての学校に薬剤師が置かれている。

学校薬剤師は、例えば公立学校では学校の設置者(教育委員会)が任命・委嘱する地方公務員法上、非

常勤の嘱託員の性格を有する特別職の職員である。したがって、地方公共団体が定める報酬はあるが、本業・本務は別にあることから地域子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願うボランティア精神によって支えられている仕事であるとも言える。

学校における保健活動は、保健管理と保健教育の 2 つに大別される。学校保健安全法第 23 条では、保健管理に従事することが学校薬剤師の職務であるとされている。具体的には、学校保健安全法施行規則³⁾第 24 条に規定されており、第 2 項に環境衛生検査に従事することと示され、学校環境衛生の維持・管理に携わることが重要であり、かつ特徴的である。平成 20 年 1 月 17 日付け中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」では、学校環境衛生の維持・管理は、健康的な学習環境を確保する観点から重要であり、学校薬剤師による検査、指導助言等により改善が図られてきたと示されており、学校薬剤師が専門の見地から果たしてきた役割は大きいと評価されている。

また、当該答申では学校薬剤師は、これまでも薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献していると評価され、今後は医薬品に関する教育への貢献も期待されている。特に政府全体として推し進めている薬物乱用防止教育の中核の 1 つである専門家を活用した「薬物乱用防止教室」の近年の開催率上昇には、学校薬剤師の貢献が大きい。例えば、平成 26 年度中に全国の小・中・高等学校・中等教育学校の 78.4% 計 28,954 校で「薬物乱用防止教室」が開催され、

*平成 27 年 10 月 1 日のスポーツ庁始動に伴い、初等中等教育局健康教育・食育課に移動、名称変更した。

のべ8,392人の学校薬剤師等薬剤師が子どもたちに薬物乱用の危険性について講義している。講師として依頼される職種では、薬剤師は警察職員に次いで2番目であり、小学校に限定すれば1番である。

3 子どもたちの安全・安心を確保するために

学校では定期的に飲料水・プール水や教室の空気の検査が行われており、それらに薬剤師が関わっていることをどれだけの人知っているだろうか？

学校薬剤師制度は、世界でもほとんど類を見ない先進的な取組である。しかし、その活動が必ずしも適切に認知されているとは言えず、課題もある。前述の答申では、学校環境衛生検査の定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があると指摘されている。これは、日本薬剤師会学校薬剤師部会が実施している「全国学校保健調査」の結果などからも窺われ、未だ改善の余地がある。

学校における保健管理は、対人管理としての健康管理と対物管理としての環境管理に分けられる。学校保健安全法第5条では、「環境衛生検査」は「健康診断」と同じ位置付けである。「健康診断」すなわち学校医・学校歯科医の仕事は、児童生徒や教職員に顔の見える仕事であり、実際、「健康診断」を行っていない学校、項目や検査頻度を省略するような学校はないであろう。一方、「環境衛生検査」すなわち学校薬剤師の仕事は、児童生徒や教職員に顔が見えにくく、結果として設置者や学校の環境衛生管理に対する重要性の認識が不十分になっているのではないかと思っていた。担当官の仕事は、それを打開するために学校薬剤師の顔の見える化を図ることであったと思う。学校薬剤師活動の充実は、結果として子どもたちの安全・安心の確保につながると信じている。

薬剤師の任務は、調剤や医薬品の供給だけでなく薬事衛生を司ることによって公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することである。近年の都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えている。それらに対応するために学校における保健管理・保健教育に係る社会的な整備が進められ、これらに関わる学校薬剤師に対する社会の要請や期待が大き

なっている。したがって、薬剤師という職能集団を構成する本書の読者には、学校薬剤師の応援団のメンバーになっていただきたいと思っている。特に、薬剤師のための中心的な学術団体である日本薬学会にはその先頭になっていただけることを期待している。

4 おわりに

私は、文部科学省に赴任するまでは学校で薬剤師が活躍していることを知らなかった。そのような私でも担当官として働き始めることができたのは、都道府県や政令市の教育委員会に保健技師等として在籍されていた薬剤師の支援があったからである。彼らは、都道府県等の衛生部局や薬務関係部局から人事交流等で教育委員会に派遣されており、行政から見た実務について幅広くまた専門的な助言をしてくれた。少しずつであるが、環境衛生活動や健康教育が確実に前に進みつつあると感じている。これは養護教諭や保健主事等の学校における保健担当者の法令遵守に向けた真摯な取組だけでなく、学校薬剤師の献身的な活動の結果であると考えている。

どんな仕事でも達成の喜びがあり、挫折や失敗に対する苦しみや不安等があるが、その喜びだけでなく苦しみや不安等の全てを分かち合ってくれた上司や同僚に対して言い尽くせない感謝の気持ちでいっぱいである。出身大学の先輩や後輩に助けられることもしばしばある。困ったときに気軽に手を貸してくれるのはやはり身近な人であることを若手の人には知ってほしい。

現在は、薬剤師を育成する立場になった。研究室では、同僚からこの人となら一緒に仕事をしたいと思われたい人を1人でも多く社会に送り出したいと思っている。その中から将来、子どものために学校薬剤師になってくれる人がいればと願っている。

参考文献

- 1) 文部科学省組織規則，平成13年1月6日文部科学省令第1号。
- 2) 学校保健安全法，昭和33年4月10日法律第56号。
- 3) 学校保健安全法施行規則，昭和33年6月13日文部省令第18号。

キーワード

学校薬剤師，学校保健安全法，環境衛生検査，保管管理，保健教育

Copyright © 2016 The Pharmaceutical Society of Japan